

各位

全4ページ
登録速報(2026-049)
2026年4月8日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部 普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2026年4月8日

記

1. 農薬の登録番号及び名称
登録番号：第24585号
名称：ハヤドリフロアブル

2. 変更の内容
農薬登録申請書第6項中、以下を変更し【変更後】のとおりとする。

- ・使用時期「植代後～移植前7日」に使用方法「水口施用」を追加する。
- ・使用方法に「無人航空機による滴下」を追加する。

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法
移植水稻	一年生雑草 マツバ ホタルイ ウリカワ ミスガヤツリ ハラモダカ ヒルムシロ セリ オモダカ アオミドロ・藻類による 表層はく離	移植時	500mL /10a	1回	田植同時散布機で 施用
	<u>植代後～移植前7日</u> 又は移植直後～ノビ エ1葉期 但し、 移植後30日まで	<u>原液湛水散布、水口 施用又は無人航空機 による滴下</u>			

フェンキサルホンを 含む農薬の総使用回数	フェンキトリホンを 含む農薬の総使用回数
2回以内	2回以内

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
(1) 農薬登録申請書第7項中、2)を追加、以降を繰り下げ、11)を変更、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加】

- 2) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。

【変更後】

- 11) 無人航空機で滴下する際は以下に注意すること。

- ① 滴下は使用機種の使用基準に従って実施すること。
- ② 滴下に当っては散布装置のノズルを取り外すこと。
- ③ 作業中、薬液の漏れのないように機体の配管その他装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 隣接するほ場に水稲以外の作物が栽培されている場合は、他の植物に影響を与えないように風の影響等を十分考慮して滴下すること。
- ⑤ 水源池、飲料用水などに飛散、流入しないように十分注意すること。
- ⑥ 薬剤滴下に使用した装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- ⑦ 本剤の滴下に使用した無人航空機の散布装置は、水稲以外の作物への薬剤散布には使用しないこと。

- (2) 農薬登録申請書第9項中、以下の2)を追加し、以降を繰り下げ、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加】

- 2) 無人航空機による滴下で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

7. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

【変更後】

- 1) 本剤の使用に当っては、使用前に容器をよく振ること。
- 2) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- 3) 本剤は雑草の発生前から生育始期に有効なので、ノビエの1葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイは1葉期まで、ミズガヤツリは草丈5cmまで、ウリカワ、ヒルムシロは発生始まで、セリは再生始まで、オモダカ、ヘラオモダカは発生前まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。
- 4) オモダカは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用すること。
- 5) 雑草害をもたらす栽培目的以外のイネの防除に使用する場合は、発生前が有効なので散布適期を失ないように散布すること。また、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用すること。
- 6) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 7) 散布の場合は、水の出入りを止めて湛水状態（水深3～5cm）のまま水田全面にゆきわたるように散布すること。散布後3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 8) 水口施用の場合は、あらかじめ1～2cm程度水深を確保した状態で、入水時に水口に施用し、流入水とともに水田全面に拡散させ、処理後田面水が通常の湛水状態（水深3～5cm）に達した時に必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意すること。散布後少なくとも3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- 9) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①異常高温の時、あるいは散布後数日以内に梅雨明けになるなど異常高温が予想される時
 - ②活着遅延を生じるような異常低温の時
 - ③砂質土壌の水田および漏水田（減水深が2cm/日以上）
 - ④軟弱苗を移植した水田
 - ⑤極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
 - ⑥植穴の戻りの悪い水田
- 10) 除草効果が低下するおそれがあるので、梅雨時期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は使用をさけること。
- 11) 無人航空機で滴下する際は以下に注意すること。
 - ①滴下は使用機種の使用基準に従って実施すること。
 - ②滴下に当っては散布装置のノズルを取り外すこと。
 - ③作業中、薬液の漏れのないように機体の配管その他装置の十分な点検を行うこと。
 - ④隣接するほ場に水稻以外の作物が栽培されている場合は、他の植物に影響を与えないように風の影響等を十分考慮して滴下すること。
 - ⑤水源池、飲料用水などに飛散、流入しないように十分注意すること。
 - ⑥薬剤滴下に使用した装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - ⑦本剤の滴下に使用した無人航空機の散布装置は、水稻以外の作物への薬剤散布には使用しないこと。
- 12) 散布した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。
- 13) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分に注意すること。

- 14) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 15) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9. 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

【変更後】

- 1) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 2) 無人航空機による滴下で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- 3) 散布後は水管理に注意すること。
- 4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上